農林水産省 第2次回答

管理番号	91	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地∙農業				
提案事項 (事項名)	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲								
(1) (1)									
提案団体	佐賀県								
制度の所管・									
	農林水産省								

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を、農林水産大臣及び都道府県知事から、市町村長へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。

【改正の必要性】農地転用に関する事務権限を市町村に移譲する。これにより、地域の実情を把握する市町村が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地法附則第2項に基づく、国への協議を廃止することも提案)。

【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点と農地確保の観点から検討 を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求める。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	100	提案区分	Αŧ	権限移譲	提案分野	農地·農業				
提案事項 (事項名)	農地転用許可権限の市町村への移譲									
提案団体	岡山県									
制度の所管・	関係府省									
	農林水産省									
求める措置の具体的内容										
①4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村長へ移譲する。										
[(2)4ha以 [a以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村長へ移譲する。									

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可 権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきであ

【支障事例】

地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済 情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。

【制度改正の経緯】

本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理が できている。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを 廃止すべきとの多数の意見がある。

根拠法令等

農地法第4条第1項及び第5条第1項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲し ており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができている状況にある。

農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図 る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分|農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	121	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地•農業					
提案事項 (事項名)	4haを超える農	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲								
提案団体	静岡県	静岡県								
制度の所管・	揭係府省									
	農林水産省									

求める措置の具体的内容

農地法第4条又は第5条に基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産 大臣の許可権限の都道府県知事への移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

農地転用に当たっては、農地面積が4haを超える場合は農林水産大臣、4ha以下の場合は知事が許可権限を有している。これについて、政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度については、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

【制度改正の必要性】

大臣許可案件の処理には、知事許可に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来たしている。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣の許可権限を知事に移譲することにより、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。

【懸念への対応】

大臣許可権限の知事への移譲により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討 状況について情報提供するとともに、地方と十分協議することを求める。

また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	143	提案区分	Α	権限移譲	提案分野	農地•農業							
提案事項 (事項名)	農地転用に係	豊地転用に係る事務・権限の市町村への移譲 											
提案団体	佐賀市	佐賀市											
制度の所管	·関係府省												
	農林水産省												
求める措置	の具体的内容												
農地転用	月に係る国の許可	権限を地方な	共公	は団体に移譲すること。									

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。

当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、農地転用許可要件や、27号計画で認められる施設の要件が以前より厳しくなったこともあり、事業着手の手法を見出せない状況となり、未だ用地買収に着手できない状況となっている。

本市の平野部分は都市計画区域だけであり、その中で市街化区域内では一団の土地の確保は難しく、市街化調整区域内の農地しか工業団地の適地が無いというのが実情である。しかし、市街化調整区域の大規模な農地の開発については、農政局の協議・許可が必要であり、手続が長期化している。そのため、企業も農地の開発を回避する傾向にあり、実際に佐賀市内に適当な広さ・条件の用地が無いとのことで市外に流出した企業もある。

【必要性】

農地転用許可権限を市に移譲することにより、本市の構想の下に農業と工業、市街地のバランスある土地利用が促進され、地域における雇用の確保や企業誘致による自主財源の確保等、地域経済の活性化を図ることができる。

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団	体から	の意見
---------------------	-----	-----

意見なし			

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

農林水産省 第2次回答

管理番号	151	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地·農業			
提案事項 (事項名)	農地転用の農	林水産大臣及	なび都道府県知事の許可権限 <i>の</i>	市町村への	移譲			
提案団体	鳥取県、大阪M 	鳥取県、大阪府						
制度の所管・	関係府省							
	農林水産劣		_		_			

求める措置の具体的内容

4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の農林水産大臣の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村に移譲する(併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村へ移譲する。)。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「必要性

農地転用許可の審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。 また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。)。

農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請 に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。

農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。

根拠法令等

農地法第4条第1項及び第5項並びに第5条第1項及び第4項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認 識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることは ないため、許可面積により許可権者を区分する必要はなく、権限移譲による農地確保への支障もない。

また、移譲に当たっては、地域の農地等の状況は、市町村がもっとも認識しており、迅速な対応がとれるこ とから、権限を市町村に移譲することが適当であり、速やかに許可権限を移譲すべきである。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	195	提案区分	A 権限移譲		提案分野	農地•農業				
提案事項 (事項名)	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲									
(721)										
提案団体	全団体 和歌山県、大阪府									
制度の所管・	関係府省									
	農林水産省									
求める措置 <i>の</i>)具体的内容									
面積が4h	na以上の農地転	用許可権限	を都道府県知事に権限	 移譲する)					
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等							
	の必要性】		ф.п. - - 183-1 - ¬ - 1 - 7 - 1		-1.718 41	++n = 7 += m/ 1				
			府県知事が許可するこ。 原県知事による許可が			さ超える転用について				
県が行う島	農地転用許可事	務は、市町村	力農業委員会での審査、	県農業会	会議への諮問					
で行われ、 性はない。		合的な判断か	「担保されており、面積の	の大小に	よって許可権	者が変わることに合理				
	,									
根拠法令等										

農地法4条、5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農村部会において、総 合的な検討が進められているところと承知している。

別添の「農林水産省の考え方」では、農地転用の許可権者は現場と距離をおいて判断ができる者が適切で あるとあるが、4ha以下の案件は都道府県が許可権者であり、転用面積により許可権者が異なることは合 理性に欠け、また、総合的なまちづくりの観点からも好ましくないと考える。許可の際の適正な判断について は、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化することで確保できるものである。

なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が虫食い状 態となることを防ぐため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも含めた検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	197	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地•農業						
提案事項 (事項名)	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲										
提案団体	奈良県										
制度の所管・	制度の所管・関係府省										
	農林水産省										
式める世界の具体的内容											

水のる措直の具体的内容

4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【根拠条文】4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。

【改正の必要性】

農地転用の大臣許可については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出 す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。

地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニー ズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進める ことができる。

【具体的な支障事例】

大規模商業施設を誘致するため、市街化区域編入したが、その後の交通協議で市街化調整区域内で道路 拡幅が必要となった。本来市街化区域内の農地転用は許可不要であるが、一連の事業計画のもとに市街化 区域と市街化調整区域にまたがって転用が行われその面積の合計が4haを超える場合は市街化調整区域 にある農地転用は大臣許可が必要とのこと。開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の 時間を要することとなり事業計画が遅れることが予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念し、市 が直接施工した。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・地域の実情を把握する地方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要なことであることを重 視して検討していただきたい。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	212	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地·農業							
提案事項 (事項名)	4ha超の農地輔	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲										
	<u> </u>				1							
提案団体	磐田市											
制度の所管・	関係府省											
	農林水産省											
求める措置 <i>の</i>)具体的内容											
4ha超の鼎	の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲											

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス(株)が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。例えばこの面積が4haの農林水産大臣許可案件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。

【必要性】

磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要すことがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる

【効果】

4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

夂	広省か	この筆	1 炉 同	答を踏ま	ラナは	安田休	からん	かき目
介	所徂か	りいま	一人凹	台で晒る	こん/こ1疋	"余凹"	かっし	ひ息 兄

意見なし			

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

農地・農村部会において検討中

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

農林水産省 第2次回答

管理番号	225	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地•農業				
提案事項 (事項名)	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲								
提案団体	三重県								
制度の所管・関係府省									
	農林水産省				_				

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。 農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となっており、また、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。

【制度改正の必要性】

都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に怖じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。

根拠法令等

農地法第4条、第5条、附則第2項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

〇地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	234	提案区分	A 権l	限移譲	提案分野	農地•農業				
提案事項 (事項名)	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲									
提案団体	広島県									
前後の別官・	制度の所管·関係府省 農林水産省									
よめる措置の具体的内容										

4へクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

4へクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であっても、各農業委員会において意見書を添付するために農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを企業等が逃す場合や、不要な出費を強いる場合があり、許可権限を都道府県へ移譲することにより事務の迅速化を図るべきである。

【懸念の解消】

国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって用排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可について県(本県では市町へ権限移譲済)が行う場合と農林水産大臣が行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、許可権限を都道府県へ移譲することによる支障はない。

根拠法令等

農地法第4条第1項及び第5条第1項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県においては、事務処理特例条例により、農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲 しており、適正に処理をしている。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っ ていくか」については、許可基準を厳正に適用するために、基準のさらなる明確化により都道府県や市町村 において処理は可能と考える。

また、2(4)へクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可(大臣への協議)する場合であって も、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	262	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地•農業					
提案事項 (事項名)	農地転用許可の移譲									
(子久口)										
提案団体	埼玉県									
制度の所管·関係府省										
	農林水産省									

求める措置の具体的内容

4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。 (ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

農地法第4条、第5条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体が持つ他法令 許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化してる。

【制度改正の経緯】

平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57) 附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。

【懸念への対応】

本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案件の調整を24件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。

ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農振法・農地法の枠の中で優良農地確保と地域経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の 実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行う ことが必要である。

そのため、4ha超の農地転用許可の権限を地方に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分|農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	300	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地•農業						
提案事項 (事項名)	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲										
提案団体	福島県										
制度の所管・	度の所管·関係府省										
	農林水産省										
求める措置 <i>の</i>)具体的内容										
農地転用	等に関する知事	・農林水産大	:臣の許可権限を法律により市時	町村に移譲す	3.						
具体的な支障 【提案事項	董事例、地域の 11	実情を踏ま	えた必要性等								
農地の 地転用等	豆用は、住民に身に関する許可権	限を法律によ	が権限を持ち、迅速かつ簡素に り市町村に移譲するべきである	5 .							
会で事務を	処理が行われ説	的等が簡略	漬から許可までの時間の短縮、♪ 化されるとともに、行政にとって 条執行が可能となるため、まちつ	は、市町村(農	農業委員会)の主体的な						
	が展開されること										

農地法第4条第1項、第5条第1項

根拠法令等

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

<回答>

土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が 主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。

現在は、農地転用面積により、許可権者が国、都道府県又は権限移譲市町村と分けられているが、実際 の申請においては事業の必要性、規模の妥当性等について、案件の規模の大小に関わらず許可基準(許可 基準に規模の区別はない)に従い審査しており、規模の大小で分ける合理性はない。

農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要であるこ とは都道府県や市町村も認識しているものと考えるが、なお国民全体がそのような認識を共有すること、また 土地を農業利用することが他の土地利用に対して優位性を有するようになることも重要と考える。

市町村への権限移譲を進める上での担保措置については、転用基準の更なる明確化、一定規模以上の 案件について事後的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	313 提案区分 A 権限移譲 提案分野 農地·農業			農地·農業						
提案事項 (事項名)	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲									
提案団体	熊本県									
制度の所管・	l度の所管·関係府省									
	農林水産省									
求める措置の)具体的内容									
4haを超え	- る農地転用の語	十可権限につ	いて、国から都道府県へ権限を	:移譲すること						
	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等							
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、 4ha超の国許可案件の農地転用については、申請から許可まで1年間を要している事例があるなど事務手続 の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】 許可基準が法令で定められており、国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続きの簡素化に よる住民サービスの向上を考慮すると、都道府県へ権限を移譲するべきである。										
根拠法令等										
農地法第5										

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保から も適正に行わなければならないと考えている。

農地転用の許可は、農地法、同法施行令及び同法施行規則並びに「農地法関係事務に係る処理基準」及 び「農地法の運用」等の通知に基づいて行われており、農林水産大臣許可も都道府県知事許可も許可基準 は同一である。本県においても今までの農林水産大臣許可案件において、国の判断と本県の判断に相違が あったことはない。農地転用については、許可基準に基づき適正に執行していると考えている。

「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討」については必要と考えるが、農地転用の実施主体 の農地転用の許可権者の判断は、農地転用は許可基準に基づき施行されているため、当該検討とは別途 行われるべきと考える。速やかな検討を行われ、4ha超の農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲 をお願いしたい。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	347	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地•農業				
提案事項 (事項名)	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲								
提案団体	大分市								
制度の所管・	関係府省								
	農林水産省								
求める措置の具体的内容									
農地転用	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること								

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項】

農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲

【支障事例】

農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県 知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実 情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を 要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。

【制度改正の必要性】

農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考える。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考 えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。 このようなことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の 同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると 考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待 している。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	417	提案区分	A 権限移譲		提案分野	農地•農業			
提案事項 (事項名)	農地転用の許可権限の移譲								
(尹炽石)									
提案団体	指定都市市長会								
制度の所管・関係府省									
	農林水産省								

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

土地利用行政を基礎自治体が総合的に担う観点から、農地法第4条第1項、第5条第1項に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。

(権限移譲等の必要性)

- ・地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。
- ・農地転用許可基準は農地法等で明確化されていることから、その基準への適否については地域の実情を熟知している基礎自治体が適正に判断することができる。
- ・農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。
- ・農地転用許可権限を基礎自治体が担い、農業委員と連携することで地域の農業振興を図り、不要な宅地開発を防ぐことができる。
- ・当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限の一部が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。
- ・農林水産大臣の許可案件についても、農業委員会が申請者からの転用相談を受け、許可基準に係る調査を行っているのが実情である。

(支障事例)

別紙No.1に記載のとおり

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという 観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようす べきである。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分|農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

					_				
管理番号	439	提案区分	A 権限	移譲	提案分野	農地•農業			
提案事項 (事項名)	農地転用の権	 限移譲							
(尹炽口/									
提案団体	岐阜県								
制度の所管・関係府省									
	農林水産省								
求める措置の)具体的内容								
農地の転	用に関する許可	権限を市町村	寸長に移詞	 譲する。					
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要	.性等					
【現状】	. – 11.48 – 114.57			dh 11 += / \$=m =1					
県内ので	万町村が工業団	地開発なとを	進めるつ	えで、農地転用か課題	!となり、計画#	内なまちづくりが進んで			
【支障事例	刊】								
						議を進めている。当該工			
						、雇用の場の創出のたる。しかし、農地転用の			
			-		. —	る。しかし、展地転用の ける回答が困難な説明を			
	協議が進展した			, 0.11.					
【支障事例	例の解消策及び	効果】							
				村長の許可とすること りな企業誘致等を進め		団地の造成など主体的 る。			

根拠法令等

農地法4条1項、5条1項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、農林水産省において、農地転用事務の実施主体の在り方について、検討していただいているところ であるが、地域の実情に精通している市町村長に、農地転用の権限を移譲していただくよう、強くお願いす る。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	468	提案区分	A 権限移譲	提案分野 	農地•農業					
提案事項 (事項名)	農地の転用に	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲								
提案団体	神奈川県									
制度の所管・	関係府省									
	農林水産省									
求める措置の具体的内容										
•4haを超	える農地転用許	「可事務の都」	道府県への移譲							
	事例、地域の									
)調整が長期間に及ぶ可 寝することで、事務が地方					
			「見込めるとともに、地域							
根拠法令等										

農地法第4条及び第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

夂	広省か	この筆	1 炉 同	答を踏ま	ラナは	安田休	からん	かき目
介	所徂か	りいま	一人凹	台で晒る	こん/こ1疋	"余凹"	かっし	ひ息 兄

意見なし			

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

農林水産省 第2次回答

管理番号	672	提案区分	A 権限移譲		提案分野	農地∙農業	
提案事項	4haを超える農	地転用に対す	<u></u> ける農林水産大臣詞	許可を県知事	に権限移譲		
(事項名)							
提案団体	須坂市						
制度の所管・	関係府省						
	農林水産省						
求める措置σ)具体的内容						
		る地方公共団	体が主体となって	農用地の利流	舌用が可能と	なるよう制度の改正をし	
(117575	ぎたい。						
		いら、地域や1	企業のニーズに応し	こた土地利用	に支障が生じ	ている。	
		では、農業征	後継者がおらず荒 原	廃農地が目立	こつ状況であり	農業政策上からも好ま	
	とは言えない。 『蒸においては言	こまなん レレーロー	ボルギモニナい	Z			
		可困で166人口 /	減少が進行している	ଚ ତ			
	•	を策として、①	企業誘致等を進め	る場合、過剰	制な規制が迅	速な対応を求める企業と	
			落の維持のために	は、兼業農家	(農業後継者	か居住できるよう、就	
力场別の	惟体が必用でめ	ි ර					
地でいただる 地でいただる 地でいただる かいたがも かいたででである。 はいれていいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	情を把握している 情を把握している きたい。 事例、地域の 間を要で、 農業言えない。 とは言えない。 でででは では ででででは では でででする では でででする では でででする では できる でででする では できる できる できる できる できる できる できる できる できる できる	実情を踏まいら、地域や100kmまでは、農業を 3齢化と人口に 100kmまとして、① 100kmまによって、② 100kmまによって、② 100kmまによって、③	えた必要性等 企業のニーズに応し 後継者がおらず荒原 減少が進行している	こた土地利用 発農地が目立る。	に支障が生じつ状況であり	ている。 農業政策上からも好ま 速な対応を求める企業と	

根拠法令等

農地法第4条、第5条

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

なお、

- ① 企業用地の確保については、農業上の土地利用との調整を図った上で、工場立地法に基づき工場適 地として位置付けること
- ② 就労場所の確保のために農村地域工業等導入促進法に基づき工業等導入地区内に含めること 等、他の法律に基づき公益的なものとして位置付けることにより、農地転用が可能となる場合もあるので、 具体的に検討されている案件があるのであれば、個別に長野県や関東農政局に御相談していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

食料自給率向上を図るのであれば、カロリーの高い米麦、油脂、家畜飼料を作付ける農地を重点的に守り 生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめる のではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の両方の観点を もって、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。

なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種が限られ、計画作成までに時 間もかかることから、地域や企業ニーズ応じて行うことは難しいものである。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	703	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地•農業			
提案事項 (事項名)	4ヘクタールを	超える農地転	・ 田に係る都道府県知事	ふ の許可権限の移譲				
\ T 'A H'								
提案団体	是团体							
制度の所管・	関係府省							
	農林水産省							
求める措置の	求める措置の具体的内容							
		 -ルを超える [‡]	場合の農地転用許可権	限を現行の農林水産	大臣から都道府県知事			
一个分录为	に移譲する。							
	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等					
【権限移詞	譲の必要性】			が 4ha詔の農地転用i	許可については 国より			
【権限移譲	の必要性】 総量確保のありた	方と併せて検	討すべきものと考えるか		許可については,国より 縮や申請人の負担軽減			
【権限移譲	譲の必要性】 総量確保のありた 状況をより把握で	方と併せて検	討すべきものと考えるか					
【権限移譲 農地の終 も農地の終 等が図られ	譲の必要性】 総量確保のありた 状況をより把握で	方と併せて検	討すべきものと考えるか					
【権限移譲 農地の終 も農地の終 等が図られ 【当県にお 平成23	像の必要性】 総量確保のありた 状況をより把握で れる。 よける事務の実績 年から平成25年	方と併せて検 できる県に権限 責】 までで5件発	討すべきものと考えるが 限移譲を行うことで、事	務処理全体の時間短				
【権限移譲 農地の終 も農地の終 等が図られ 【当県にお 平成23	像の必要性】 総量確保のありた 状況をより把握で れる。 よける事務の実績 年から平成25年	方と併せて検 できる県に権限 責】 までで5件発	討すべきものと考えるか 限移譲を行うことで,事	務処理全体の時間短				
【権限移譲 農地の終 も農地の終 等が図られ 【当県にお 平成23	像の必要性】 総量確保のありた 状況をより把握で れる。 よける事務の実績 年から平成25年	方と併せて検 できる県に権限 責】 までで5件発	討すべきものと考えるが 限移譲を行うことで、事	務処理全体の時間短				
【権限移譲 農地の終 も農地の終 等が図られ 【当県にお 平成23	像の必要性】 総量確保のありた 状況をより把握で れる。 よける事務の実績 年から平成25年	方と併せて検 できる県に権限 責】 までで5件発	討すべきものと考えるが 限移譲を行うことで、事	務処理全体の時間短				
【権限移譲 農地の終 も農地の終 等が図られ 【当県にお 平成23	像の必要性】 総量確保のありた 状況をより把握で れる。 よける事務の実績 年から平成25年	方と併せて検 できる県に権限 責】 までで5件発	討すべきものと考えるが 限移譲を行うことで、事	務処理全体の時間短				

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

県においても、優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行していると ころであり、国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで、農業以外の土地利用と の迅速な調整が可能となり、事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることか ら、県へ権限を移譲することが必要と考える。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分|農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	720	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地•農業				
提案事項 (事項名)	農地の転用に関する事務								
提案団体	全 全 全 全 全 全 全 会 是 全 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一								
制度の所管・									
	農林水産省								
求める措置の	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
農林水産:	大臣許可案件(4	4ha以上)の権	権限を地方に移譲する。						
	章事例、地域の	実情を踏ま							
			を経由して国において許可・不記	許可を判断して	ているところ、地域の状				
			」国では把握が十分ではなく、結 寺間を要しており、その部分の負						
	申請者側の負担			C C +II/A / 'G	C.C. C. LEDGE C.C.				
根拠法令等									

農地法第4条、第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農用地等の面積の目標として、国、都道府県、 市町村が議論の上で設定し、実行計画を策定する。

その実行計画を踏まえた上で地方において転用手続を行えば必要な農用地は確保できると考える。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号 752 提案区分 A 権限移譲 提案分野 農地·農業

提案事項(事項名)

大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲

提案団体 | 兵庫県、大阪府

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といった県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。

【制度改正の必要性】

全国知事会による自治体アンケートによれば、企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間(2年程度)要した事例もあり、計画的な地方の施策展開に支障が生じている。そもそも許可基準は同一であり、面積で許可権者が異なるのは不合理。大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。

【改正による効果】

地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。

県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることに合理性はない。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的 な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客 観的かつ総合的な判断がなされており、転用面積の大小によって許可権者等が変わることについて、客観 的・合理的な理由がないものと考える。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分|農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	935	提案区分	A 権限移譲		提案分野	農地∙農業			
提案事項 (事項名)	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲								
(7.7.6)									
提案団体	三重県								
制度の所管・									
	農林水産省								
求める措置の)具体的内容								
農地法第	4条及び5条の原	農地転用の許	・可に関する事務・権限	を市町村	けに移譲する。				
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等									
【支障事例	-		+= - 10 A						
		•				なることから、大規模な きない場合があり、これ			
	とばく 国といる。 とが進出をとりや			X.: X.: 1 = 11	χ- <u>Β-μ</u> /11/0 C				
	Eの必要性】								
		– . –	多くが市町村に移譲され	_					
						町村が総合的に担い、地 。農地の重要性について			
						。展地の重安住に りいて うことで事務の迅速化が			
-						ら、優良農地の確保と地			
域経済の	活性化の両立が	「可能となるこ	とから、移譲すべきでも	ある。					

根拠法令等

農地法第4条、第5条

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

〇地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	38	」提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2ha超4ha以下	の農地転用評	F可に係る農林ス	K産大臣への協	弱議の廃止 	
提案団体	愛知県					
制度の所管・	関係府省					
	農林水産省					
求める措置の	D具体的内容					
同左						
具体的な支障	章事例、地域 <i>0</i>)実情を踏ま	えた必要性等			
	定はないが、協	議に先立つ事	前相談が慣例と	こなっており、そ	の分、審査期	間に遅れが生じている。
	Eの必要性】 に関する事務に	ナ法会に削って	宝施されている	ことから 地域	の宝信に特通	した地方が大規模農地
の転用に	関する事務を執	い行しても、無利	失序な開発を招く	くとは考えにくい	。国の許可権	限の地方への移譲や協助果的な事務ができる。
根拠法令等						
農地法附	 ·則2項					

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案どおりの対 応が実現するよう検討していただきたい。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号 120 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項(事項名)

2haを超え4ha以下の農地に係る転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止

提案団体 静岡県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地法附則第2項により都道府県知事に義務付けられている、2haを超え4ha以下の農地転用許可等に係る農林水産大臣協議の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

農地転用に当たっては、農地面積が4ha以下の場合は知事(又は権限移譲市長)が許可権限を有しているが、2haの農地転用については、農林水産大臣との協議が必要となっている。政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度について、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

【制度改正の必要性】

大臣協議が必要な案件の処理には、協議不要の案件に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来たしている。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣協議の廃止により、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。

【懸念への対応】

大臣協議の廃止により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地 転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格 な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転 用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。

根拠法令等

農地法附則第2項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討 状況について情報提供するとともに、地方と十分協議することを求める。

また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	178	提案区分	B 地方に対する規制	訓緩和	提案分野	農地•農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許	可に対する農	は林水産大臣協議の廃	址		
	·					
提案団体	佐賀県					
制度の所管・	関係府省					
	農林水産省					

求める措置の具体的内容

農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。

【改正の必要性】農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に関する都道府県から国への協議を廃止する。これにより、地域の実情を把握する地方自治体が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地転用に関する事務権限を市町村長に移譲することを提案中)。

【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。

根拠法令等

農地法附則第2項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点と農地確保の観点から検討 を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求める。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

者 《産省 勺内容 以下の都道 地域の実	情を踏ま	を 大臣の協議 許可案件につ	ついて、農林水
省 《産省 り内容 以下の都道 地域の実	情を踏まえ		
省 《産省 り内容 以下の都道 地域の実	情を踏まえ		
を 対内容 以下の都道 地域の実施	情を踏まえ		
内内容 以下の都道 地域の実 】	情を踏まえ		
以下の都道 地域の実	情を踏まえ		
地域の実	情を踏まえ		
]		えた必要性等	等
Eに協議した では、法令 調整及び公 ない。	らければな に基づく許 文書協議)	らないこととし F可基準が定め)に一定期間(められており、記 (1~2週間)を
	ない。 審査書類や		ない。 審査書類や計画図等の資料を提供

根拠法令等

農地法附則第2項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県を含む提案団体の支障事例・必要性を十分踏まえて、農地・農村部会における検討が進められるべき である。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	196	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地•農業			
提案事項 (事項名)	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止							
提案団体 制度の所管・	和歌山県、大阪	反府						
	農林水産省							
求める措置の具体的内容								
面積が2h	a超4ha以下の原	農地転用許可	Jに係る農林水産大臣への協 請	を廃止する				
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等								
県が行う農	客観的かつ総合		対農業委員会の審査、県農業会 旦保されており、面積の大小に。					
根拠法令等								
農地法附	則第2項							

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農村部会において、総 合的な検討が進められているところと承知している。

転用面積により協議の取扱いが異なることは合理性に欠ける。許可の際の適正な判断については、国が農 地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化することで確保できるものである。

なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が虫食い状 態となることを防ぐため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも含めた検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 | 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	199	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	農地·農業			
提案事項 (事項名)	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止								
(尹垻石)									
提案団体	岡山県								
制度の所管・	関係府省								
	農林水産省								
求める措置の	求める措置の具体的内容								
2haを超え	る農地転用の知	事の許可に	係る農林水産フ	に 巨への協議を	廃止する。				
	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 								
	[の必要性】 許可に当たって	の審査基準に	は同一であり、甬	i積要件により許	-可権者を変え	える必要性に乏しく、許可			
権限を市場						迅速化を図るべきであ			
│る。 【支障事例	113								
地方農政	 局における手続					等が刻々と変化する経済			
情勢に基 [・] 【制度改正		ンスを逃す場	合や、不要など	出費を強いる場合	合がある。				
		の農地転用	許可権限を全て	の市町村に移譲	美しているが、	何ら問題なく事務処理が			
	。市町村からは きとの多数の意		事務処理を可能	をにするため、県	農業会議の意	意見聴取の義務付けを			
)ÆIL 9 40	2009級の心。	96/3·09·00°							

根拠法令等

農地法附則第2項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲し ており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができている状況にある。

農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図 る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分|農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	213	提案区分	B 地方に対する	る規制緩和	提案分野	農地•農業			
提案事項 (事項名)									
提案団体	磐田市								
制度の所管・関係府省									
	農林水産省								
求める措置の具体的内容									
2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止									
I									

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。

【必要性】

磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要すことがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる

【効果】

2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が見込まれる。

根拠法令等

農地法附則第2項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

夂	広省か	この筆	1 炉 同	答を踏ま	ラナは	安田休	からん	かき目
台	所徂か	りいま	一人凹	台で晒る	こん/こ1疋	"余凹"	かっし	ひ息 兄

意見なし			

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

農林水産省 第2次回答

管理番号	314	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	農地•農業			
提案事項 (事項名)	2ha超から4ha以下の国への協議の廃止								
提案団体	上案団体 熊本県								
制度の所管·関係府省									
	農林水産省								
求める措置 <i>の</i>)具体的内容								
知事許可	の2ha超から4h	a以下の農地	転用について国	国への協議を廃」	上すること				
	事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
【支障】 農地転用	については、土 [‡]	地利用者の和	便のためにも	事務手続の迅速	化を図る必要	がある。しかしながら、			
	4ha以下の農地 要しており、事務				の協議が必要	で、1カ月~数カ月の協			
	_{要してのり、争び} Eの必要性】	ナポの延速	化を阻害してい	ତ ି					
		=				。農地転用については、			
許可基準が法令で定められており国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の迅速化による住民サービスの向上を考慮すると、「協議」は廃止すべきである。									
根拠法令等									

農地法附則第2

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保から も適正に行わなければならないと考えている。

農地転用の許可は、農地法、同法施行令及び同法施行規則並びに「農地法関係事務に係る処理基準」及 び「農地法の運用」等の通知に基づいて行われており、許可基準は同一のため、農林水産大臣による判断も 都道府県知事による判断も同一である。

本県において、今まで2ha超4ha以下の案件について農林水産大臣と協議してきたが、国の判断と本県の 判断に相違があったことはない。

「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討」については必要と考える。しかしながら、農地転用 の許可の実施主体の判断は、農地転用は許可基準に基づき実施されているため、当該検討案件とは別途 行われるべきと考える。住民サービス向上のためにも、速やかな検討を行われ、2ha超4ha以下の農地転用 の農林水産大臣との協議について廃止をお願いしたい。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

•		•			-					
管理番号	673	提案区分	B 地方に対す	する規制緩和	提案分野	農地·農業				
提案事項 (事項名)										
(· 字·久·口 /									
提案団体	是案団体 須坂市									
制度の所管·関係府省										
	農林水産省									
求める措置の)具体的内容									
	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。									
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等	[
		いら、地域や1	企業のニーズに	応じた土地利用	に支障が生じ	ている。				
また、現り 1 現在、]では、農業領	後継者がおらず	[:] 荒廃農地が目立	つ状況であり	農業政策上からも好ま				
	とは言えない。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_						
2 既存集	〔落においては高 ずられる。	「齢化と人口)	减少が進行して	こいる。						
これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確保が必用である。										
23 25171 - FEE PLAN 25 713 COS CO										

根拠法令等

農地法附則第2項

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

食料自給率向上を図るのであれば、カロリーの高い米麦、油脂、家畜飼料を作付ける農地を重点的に守り 生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめる のではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の両方の観点を もって、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。

なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種が限られ、計画作成までに時 間もかかることから、地域や企業ニーズ応じて行うことは難しいものである。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号 778 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項(事項名)

知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止

提案団体 兵庫県、大阪府

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされている。 【支障事例】

過去において企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事 前協議開始から正式協議までに長期間要した事例があり、計画的な地方の施策展開に支障が生じた。

【改正による効果】

知事許可案件に係る大臣協議を廃止することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利 用調整が可能となる。

ま

た、地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。

なお、県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。

根拠法令等

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的 な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客 観的かつ総合的な判断がなされており、転用面積の大小によって許可権者等が変わることについて、客観 的・合理的な理由がないものと考える。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分|農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

管理番号	885	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地·農業			
提案事項 (事項名)	農地転用許可に係る協議の廃止							
提案団体	埼玉県							
制度の所管・関係府省								
	農林水産省							

求める措置の具体的内容

2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

農地法第4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいとともに、審査期間が長期化している。

【制度改正の経緯】

平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57) 附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。

【懸念への対応】

本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。

根拠法令等

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農振法・農地法の枠の中で優良農地確保と地域経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の 実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行う ことが必要である。

そのため、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議を廃止すべきである。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省 第2次回答

管理番号	936	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	農地·農業			
提案事項 (事項名)	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止								
(- X - - - - - - - - - -									
提案団体	三重県								
制度の所管・	関係府省								
	農林水産省								
求める措置の	具体的内容								
農地法附	則第2項の2ha起	翌4ha以下の	農地転用に係る	国への協議を廃	逐止する。				
具体的な支障	事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
【支障事例 現在の農:	· · -	いては、2ha	超4ha以下の農	地転用について	は知事許可で	であるものの、農林水産			
						ろ大な時間と手間を要ったケースがある。			
	.展地転用からる Eの必要性】	ない場合から	めり、これいこより	正未が進出をと	りつめるとい	つにケー人か め る。			
						農地では国の関与が			
						町村が総合的に担い、地 。農地の重要性について			
	は地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が								
1				る企業のニーズI 廃しすべきである		ら、優良農地の確保と地			
30420100		71,62 0 0 2							

根拠法令等

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

〇地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 農地・農村部会において検討中

農林水産省 第2次回答

-					-				
管理番号	938	提案区分	B 地方に対する	規制緩和	提案分野	農地·農業			
提案事項 (事項名)	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止								
(事項句)									
提案団体	福島県								
制度の所管・	·関係府省								
	農林水産省								
求める措置 <i>の</i>)具体的内容								
2ha超から	4ha以下の農地	転用許可を知	旧事が行う際に義	務付けされた	国との協議を原	廃止する。			
具体的な支障	5事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
平成10年 を義務付け されている 実際のプロメートル 然のことな 2ha超か り、本県に	けされたが、同年 た た 臣協議におい 離れた東北農政 がら、県農業会 ら4ha以下の農 おいて2ha以下	では、1ヶ月駅 では、1ヶ月駅 で局(仙台市) 議に諮問する 地転用許可に の転用許可に	通知では「農林が 弱の協議時間を要 における協議があ ることができず、車 こついて、知事のも	(産大臣の同意)することが通常必要なものがある毎用許可まで時権限で許可を行いると	意まで求める起 常となっており 5る。大臣協議 計間を要してい うっている2hal ころ、協議に	以下と同じ許可基準であ 費やす時間と労力の軽			

農地法附則第2項

根拠法令等

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

<回答>

土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が 主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。

現在は、農地転用面積により、許可権者が国、都道府県又は権限移譲市町村と分けられているが、実際 の申請においては事業の必要性、規模の妥当性等について、案件の規模の大小に関わらず許可基準(許可 基準に規模の区別はない)に従い審査しており、規模の大小で分ける合理性はない。

農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要であるこ とは都道府県や市町村も認識しているものと考えるが、なお国民全体がそのような認識を共有すること、また 土地を農業利用することが他の土地利用に対して優位性を有するようになることも重要と考える。

市町村への権限移譲を進める上での担保措置については、転用基準の更なる明確化、一定規模以上の 案件について事後的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。

全国知事会からの意見

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

農地・農村部会において検討中

農林水産省 第2次回答

管理番号	983	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	農地•農業		
提案事項 (事項名)	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止							
(1) (1)								
提案団体	鹿児島県							
制度の所管・	関係府省							
	農林水産省							
	5							

求める措置の具体的内容

農地転用面積が2へクタールを超え4へクタール以下の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【規制緩和の必要性】

2ha超4ha以下の農地転用許可については、農林水産大臣への協議を廃止することで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。

【当県における事務の実績】

平成23年から平成25年までで22件発生 所要期間は、約2か月から5か月半

根拠法令等

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

県においても、優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行していると ころであり、国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで、農業以外の土地利用と の迅速な調整が可能となり、事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることか ら、県へ権限を移譲することが必要と考える。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分|農地・農村部会において検討中

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

農林水産省 第2次回答

長M小性目 第2次凹合									
管理番号	984	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	農地•農業			
提案事項 (事項名)	2へクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止								
提案団体	広島県								
制度の所管・	関係府省								
	農林水産省								
求める措置の	D具体的内容								
2へクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。									
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
【支障事例	列】								
2へクタールを超える農地転用について農林水産大臣へ協議する場合であっても、農業委員会でも審査は行									
	われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このた								
め、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを企業等が逃す場合や、不要な出費を強いる場合が									
あり、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。									
	【懸念の解消】 国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって用排水								
				,		と農地転用制度の適正			
						譲済)が行う場合と農林			
	水産大臣への協議を行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を								

有することから、農林水産大臣への協議を廃止することによる支障はない。

根拠法令等

農地法附則第2

回答区分 農地・農村部会において検討中

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への 食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針に ついて(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体 の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討し ているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県においては、事務処理特例条例により、農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲 しており、適正に処理をしている。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っ ていくか」については、許可基準を厳正に適用するために、基準のさらなる明確化により都道府県や市町村 において処理は可能と考える。

また、2(4)へクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可(大臣への協議)する場合であって も、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。

全国知事会からの意見

- 〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

- ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振 農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を 適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

農地・農村部会において検討中